

事 務 連 絡
令和 6 年 10 月 8 日

都道府県家畜衛生主務課長 殿

農 林 水 産 省 消 費 ・ 安 全 局
動物衛生課家畜防疫対策室長

家畜防疫員の派遣に伴う旅費に係る家畜伝染病予防費負担金の交付
申請について

平素より家畜伝染病予防事業の円滑な執行にご協力いただきありがとうございます。

豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病が発生した際には、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 48 条の 2 第 1 項に基づき、他都道府県に対し、家畜防疫員の派遣を要請することができます。その際、要請に応じて派遣される家畜防疫員の派遣に要する費用は、同法第 48 条の 2 第 3 項に基づき、その派遣を受ける都道府県（以下、「派遣先都道府県」という。）が支弁するものとされており、派遣される家畜防疫員の旅費に係る家畜伝染病予防費負担金（以下、「負担金」という。）の交付申請についても、派遣先都道府県からいただいているところです。

今般、令和 6 年地方分権改革に関する提案募集において、家畜防疫員の派遣に伴う旅費に係る負担金の交付申請について、派遣を行う都道府県（以下、「派遣元都道府県」という。）からできるようにすべき旨の提案がありました。

このことについて、派遣先都道府県及び派遣元都道府県双方の会計手続き上に支障がない場合においては、派遣元都道府県が家畜防疫員の旅費に係る負担金の交付申請を行うことができることとしますので、ご承知おきください。

なお、派遣元都道府県において当該交付申請を行う場合、派遣元都道府県の予算状況や発生時期によっては、追加の予算財源の確保や国への変更交付申請の手続き等が必要になり、これらの対応が困難な場合も想定されます。円滑な家畜防疫員の派遣によるまん延防止措置に遺漏なきよう、自治体間で事前に協議の上、合意する等、必要な対応をお願いいたします。